

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目	内 容	
1 契約名	富士山観光エコシステムに関する調査及び将来ビジョン策定業務委託	
2 審査年月日	令和6年5月30日	
3 評価基準、配点及び評価	(業者) 株式会社 I CMG	(業者) A社
(評価基準) 類似事業の経験や専門知識等 (配点：50)	40	34
(評価基準) 実施体制・法令遵守・個人情報保護体制 (配点：25)	20	17
(評価基準) 本事業の目的に対する基本的な考え方・ スケジュール (配点：100)	80	68
(評価基準) 背景・課題等の整理 (配点：100)	84	76
(評価基準) 現状把握・課題設定 (配点：100)	84	72
(評価基準) 将来ビジョン策定 (配点：100)	88	68
(評価基準) 見積金額 (配点：25)	25	25
4 総合評価の審査結果	421	360
5 契約の方法	企画提案審査随意契約	
6 落札者(契約者)の名称	株式会社 I CMG	
7 契約締結年月日	令和6年6月7日	
8 契約金額(税込)	21,582,000円	

<p>9 随意契約の理由及び根拠法令</p>	<p>本事業は、世界遺産富士山としてイコモスから指摘されたオーバーツーリズムなどの課題が未解決である中、富士山を核とした観光振興策や交通体系を含めた富士北麓地域のあるべき姿を描き、様々なステークホルダーによる認識の共有と自律的な取り組みを可能とすることを目的としている。</p> <p>当該地域で積み重ねられてきた生活、文化・芸術、産業等の歴史や現状を把握した上で、様々なステークホルダーがもつ意識下・無意識下の多様な現状認識や将来像を引き出すなど効果的にヒアリングを行う必要がある。また、世界遺産富士山が抱える課題の解決に資する地域のランドデザインを描くため、国内外の専門性の高い知見を有する者のアドバイスを得ることも必要である。p</p> <p>このことから、経験とノウハウを有する事業者から提案を受け、目的達成のために最も効果的な企画を提案した者を選定することが適当である。</p> <p>(根拠法令) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
<p>10 所属名</p>	<p>知事政策局 富士山保全・観光エコシステム推進グループ</p>